

項目	質問事項	回答
全般	問1 自衛隊が来ることにより、基地の恒久化に繋がるのではないか。	横田飛行場は、在日米軍司令部及び第5空軍司令部の所在地で輸送部隊である第374空輸航空団が配置され、輸送中継の拠点ともなっており、在日米軍の中核の施設・区域として、日米安保条約の目的達成に重要な役割を果たしていると考える。この重要性は、航空自衛隊航空総隊司令部の移駐によって高まるものと考えている。
	問2 自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれるのではないか。	従来から、自衛隊及び米軍は、緊密な協力のもと、各々の指揮系統に従って行動することとしており、このことは共同統合運用調整所の設置によって変わることはなく、自衛隊が米軍の指揮下に組み込まれることはない。
	問3 ミサイル・テロ攻撃等の標的になるなど危険度が増大し、戦争へ繋がるのではないか。	我が国の安全の確保に当たっては、防衛力の適切な整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を堅持し、日米の効果的な協力態勢の構築に努めるなど、その信頼性を向上させて隙のない防衛態勢をとることが重要である。 自衛隊施設及び横田飛行場をはじめとする在日米軍の施設・区域は、我が国に対する弾道ミサイル攻撃をはじめとする攻撃への対処能力・抑止力を維持し、我が国の安全を確保する上での重要な基盤を提供するものである。
	問4 他国の紛争に横田基地が発進基地として使用されることになるのではないか。	我が国に駐留する米軍が運用上の理由により我が国から他の地域に移動し、他の任務に着くことが日米安保条約との関係で問題を生じるものではないことは、これまで説明できているとおりである。
	問5 米軍・自衛隊の施設を建設するに当たり、事前に具体的な説明を行うのか。	自衛隊、在日米軍施設の建設に当たっては、事前に地元自治体等に対し適宜説明するとともに、建築基準法等に基づき必要な手続を取ることとなる。
	問6 なぜ住民の意見を聴かずに、米軍再編計画を実行するのか(横田基地の態様の変化は事前協議の対象ではないのか)。	在日米軍の再編については、米側との協議を踏まえ、関係する地方公共団体等に誠心誠意説明し、ご理解とご協力が得られるよう、努めてまいりたい。 なお、いわゆる岸・ハーター交換公文にいう「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」とは、部隊の規模として一定規模以上の米軍のわが国への配置を意味するが、横田基地の態様の変化はこれには該当せず、事前協議の対象とはならない。
	問7 基地を返還してもらい、平和施設を造るべき。なぜ、日本に米軍基地があるのか。	在日米軍は、日米安保条約第6条に基づき、わが国の安全及び極東における国際の平和と安全の維持のために、わが国が必要を認め施設・区域を提供しているものである。
	問8 組織・人員	共同統合運用調整所は、情報共有などを通じて自衛隊と米軍の司令部間の連携向上を図るために場となることを想定しており、その組織・人員は、現時点で確定していないが、共同統合運用調整所の設置に伴い、新たな部隊の編成や人員の大幅な増加はない見込み。
	問9 機能(役割・任務)	共同統合運用調整所は、横田飛行場に移転する航空自衛隊航空総隊司令部と米第5空軍司令部等との間で、ミサイル防衛及び防空に関し、緊密な調整や相互運用性の向上、自衛隊と米軍の間の情報の共有を図ることを通じ、日本の防衛のための共同対応に資するもの。
	問10 施設整備の規模(地下室の有無)	共同統合運用調整所は、横田飛行場内に設置することとしているが、その施設規模等の詳細については、現時点で確定していないが、それ自体として独立した建物を新たに建設しない方向で検討。なお、同調整所に係る施設については、地下部分を設ける方向で検討していく。
共同統合運用調整所	問11 運用開始時期	共同統合運用調整所に係る施設及びインフラの整備とその運用開始の時期については、航空総隊司令部等の横田飛行場への移転時期とあわせ、現在、米側と協議中。
	問12 組織・人員	移駐部隊には、航空自衛隊航空総隊司令部の他、この司令部とあわせて置かれるべき機能を有する航空総隊隸下の作戦情報隊・防空指揮群が含まれる。3月末までに、横田飛行場へ移転する正確な人員を確定することは困難であるが、現在の人員である約600名を基準として、今後、運用上の必要性に基づいて、更に具体的な検討を進めていく予定。

国保・年金だより

国民年金保険料について

平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられることになっています。そのため、平成18年度分(平成18年4月から平成19年3月分)の国民年金保険料は、月額13,860円となります。

国民年金保険料納付案内書を送付

国民年金第1号被保険者の方(すでに口座振替を利用されている方を除きます)に、平成18年度の国民年金保険料納付案内書が4月上旬に送付されます。

納付案内書(平成18年度の保険料額と納付期限等を記載)には、口座振替納付申出書、前納納付書(1年分または半年分をまとめて納付でき、割引があります)、各月分納付書(平成18年4月から平成19年3月まで1か月分ずつ納付)がセットになっています。

全国の金融機関、コンビニ、社会保険事務所で納めることができます。市町村の窓口では、納めることができませんのでご注意ください。

口座振替をお勧めします!割引のあるお得な振替方法もあります。手続きは、納付案内書の2枚目にあります「口座振替納付申出書」に必要事項を記入、押印のうえ、金融機関または郵便局に提出してください。

問合せ立川社会保険事務所☎523-0351

障害基礎年金と老齢厚生年金等があわせて受給可能になります
4月から、65歳以上の障害基礎年金(旧法による障害年金も含みます)の受給権者は、障害基礎年金を受給しながら老齢厚生年金または遺族厚生年金を併給することができます。

問合せ「ねんきんダイヤル」☎0570-07-

1165または立川社会保険事務所

今月の年金相談

日時4月8日(土)午前10時~午後3時30分

在日米軍再編に伴う横田基地の態様の変化に対する追加回答

3月15日に国から追加回答がありましたので、お知らせします。
また、2月に募集した、横田基地の態様の変化に関する意見について、一部の方の意見(要約したもの)を4月15日号でお知らせします。

問合せ秘書広報課基地・涉外担当

項目	質問事項	回答
問13 移駐時期及び運用開始時期	移駐・運用開始時期については、可能な限り早期に移駐と運用開始を実現すべく、米側と協議中。	
問14 自衛隊航空機の平均飛来回数	自衛隊航空機の平均飛来回数については、自衛隊員の移動などのための輸送機の往来等が考えられるが、現時点において、移駐後の平均飛来回数を明示することは困難である。なお、参考までに申し上げると、総隊司令部所属の隊員が、平成17年の1年間に空自の航空機を利用して移動した回数は、約400回である。 いずれにしろ、航空総隊司令部の移駐に伴い、航空機騒音の増加はほとんどないと考えている。	
問15 施設整備の規模(地下室の有無)	航空総隊司令部等の横田飛行場への移転に伴う施設整備については、航空総隊司令部庁舎の他、隊舎、宿舎、食堂、浴場等の関連施設を想定しているが、施設の整備内容の詳細は、現時点で確定していない。なお、新たに建設される航空総隊司令部庁舎については、地下部分を設ける方向で検討していく考えである。	
問16 施設整備の開始時期	施設整備の時期については、可能な限り早期に施設整備が開始できるよう、米側と協議中であり、具体的にお答えできる段階にない。	
問17 必要になる施設等の建設場所	航空総隊司令部庁舎は、在日米軍司令部庁舎の近隣に設置する方向で調整している。その他の関連施設は、横田基地内において航空自衛隊の司令部活動や基地運営が円滑に行える箇所に建設できるよう、現在、日米間で協議中であり、具体的にお答えできる段階にない。 他方、横田基地内における各施設の正確な建設場所については、情報保全の観点から、最終的に明示できない部分があることをご理解願いたい。	
問18 基地外への宿舎建設の有無	家族宿舎については、現時点では、概ね300戸程度必要になるものと考えている。建設場所については、現在、基地内及び基地外を含め検討しているところであり、具体的にお答えできる段階にない。	
問19 居住者数 世帯数 小中学生の人数	移転後の居住者数、世帯数、小中学生人数は、今後、調整されるとともに、家族構成などによって当然変化することを考えると、具体的にお答えできる段階にない。 参考までに申し上げると、移転を想定している航空総隊司令部、作戦情報隊、防空指揮群の現在の府中基地における人員の概要は、営外居住者数は約450名、営内居住者数は約150名、世帯数の合計は、独身者、単身赴任者を含めて約600名、小中学校の児童・生徒数は約170名である。航空総隊司令部等が横田飛行場へ移転しても、この数が大きく変わることはないものと考えている。	
横田空域	横田空域の進入管制を日本側が行うこととなった場合の人員配置規模	横田空域の進入管制業務の扱いについては、日米間で協議を行っているところであり、現時点ではお答えできる段階にない。
軍民共用化	3月までに作成する計画に検討結果が含まれるか。	本件については、3月の最終とりまとめに向け、日米間の協議を継続して行っているところであり、最終とりまとめの内容について、現時点ではお答えできる段階にない。

國保・年金だより	場所市役所2階第2会議室
國民年金保険料について	問合せ保険年金課保険年金係または立川社会保険事務所
平成17年度から平成29年度まで毎年280円引き上げられることになっています。そのため、平成18年度分(平成18年4月から平成19年3月分)の国民年金保険料は、月額13,860円となります。	国民健康保険の異動手続きを忘れずに
国民年金第1号被保険者の方(すでに口座振替を利用されている方を除きます)に、平成18年度の国民年金保険料納付案内書が4月上旬に送付されます。	国民健康保険に加入している皆さんが職場の健康保険に加入(扶養を含む)または、会社を退職された場合、市役所の国民健康保険の窓口への届け出が必要です。手続きには、本人(または、ご家族)がおいでください。
納付案内書(平成18年度の保険料額と納付期限等を記載)には、口座振替納付申出書、前納納付書(1年分または半年分をまとめて納付でき、割引があります)、各月分納付書(平成18年4月から平成19年3月まで1か月分ずつ納付)がセットになっています。	手続きが遅れても、社会保険の資格を得た日または資格がなくなった日にさかのぼって事務処理され、国民健康保険税もさかのぼって課税されます。手続きに必要な書類は、広報ふっさ3月1日号をご覧いただくか、お問い合わせください。
全国の金融機関、コンビニ、社会保険事務所	この時期は、窓口が大変混み合います。必要書類を確認、用意のうえ、時間に余裕を持っておいでください。

納め忘れはありますか!	● ● ● 平成17年度の市税・国民健康保険税・介護保険料の納期は、次のとおり全て過ぎています。もう一度、納税通知書をご確認ください。
● ● ● 市・都民税(全期)	● ● 軽自動車税(全期)
● ● 介護保険料(全期)	● ● 固定資産税・都市計画税(全期)
問合せ取扱課取扱係	● ● 国民健康保険税(全期)